

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 8



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則 (※)

(人事課取扱い) 1

規 則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第27号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則 (昭和35年鹿児島県規則第122号) の一部を次のように改正する。

目次中「歴史資料センター黎明館」を「歴史・美術センター黎明館」に改める。

第 8 条 第 1 項 の 表 く ら し 保 健 福 祉 部 の 部 保 健 医 療 福 祉 課 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

医師・看護人材課 | 医師確保対策係 看護係

第 8 条 第 1 項 の 表 く ら し 保 健 福 祉 部 の 部 障 害 福 祉 課 の 項 中 「 自 立 支 援 係 地 域 生 活 支 援 係 」 を 「 自 立 支 援 係 」 に 改 め 、 同 表 商 工 労 働 水 産 部 の 部 商 工 政 策 課 の 項 中 「 企 画 調 整 係 商 業 係 」

を 「 企 画 調 整 係 」 に 改 め 、 同 部 経 営 金 融 課 の 項 中 「 経 営 金 融 課 」 を 「 中 小 企 業 支 援 課 」 に 、 「 経 営 支 援 係 」 を 「 経 営 企 画 管 理 係 中 小 企 業 支 援 係 」 に 改 め 、 同 部 外 国 人 材 受 入 活 躍 支 援 課

の 項 中 「 外 国 人 材 受 入 支 援 係 」 を 「 外 国 人 材 活 躍 支 援 係 外 国 人 材 受 入 支 援 係 」 に 改 め 、 同 表 危 機 管 理 防 災 局 の 部 危 機 管 理 課 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

災害対策課 | 災害対策係 情報対策係

第 8 条 第 2 項 の 表 人 事 課 の 項 の 前 に 次 の よ う に 加 え る 。

秘書課	行幸啓室	行幸啓係 お成り第一係 お成り第二係
-----	------	--------------------

第 8 条 第 2 項 の 表 保 健 医 療 福 祉 課 の 項 を 次 の よ う に 改 め る 。

障害福祉課	障害者支援室	地域生活支援係
-------	--------	---------

第 8 条 第 2 項 の 表 高 齢 者 生 き 生 き 推 進 課 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

商工政策課	商店街活性化推進室	商店街活性化推進係
-------	-----------	-----------

第 8 条 第 2 項 の 表 農 政 課 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

畜産課	全国和牛能力共進会推進室	大会企画係 出品対策係
-----	--------------	-------------

第 8 条 第 2 項 の 表 危 機 管 理 課 の 項 を 削 る 。

第 12 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 行幸啓室においては、前項第 5 号に掲げる事務を分掌する。

第 13 条 第 1 項 中 第 15 号 を 第 16 号 と し 、 第 14 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(イ) 財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関すること。

第 13 条 第 2 項 中 「 第 14 号 」 を 「 第 15 号 」 に 改 め る 。

第 17 条 の 2 第 4 号 及 び 第 5 号 中 「 非 常 勤 職 員 等 」 を 「 非 常 勤 職 員 」 に 改 め る 。

第 17 条 の 3 第 1 項 第 9 号 中 「 歴 史 資 料 セ ン タ ー 黎 明 館 」 を 「 歴 史 ・ 美 術 セ ン タ ー 黎 明 館 」 に

改め、同条第 2 項中「第 1 項第 11 号」を「前項第 11 号」に改める。

第 17 条の 7 第 1 項中第 37 号を第 38 号とし、第 34 号から第 36 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 33 号の次に次の 1 号を加える。

(34) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第 17 条の 7 第 2 項中「第 37 号」を「第 38 号」に改める。

第 18 条の 9 第 10 号を削る。

第 18 条の 12 第 11 号中「及びアジア・太平洋農村研修センター」を「、アジア・太平洋農村研修センター及び鹿児島県国際交流センター」に改める。

第 25 条の 2 第 19 号中「森林環境税関係事業」を「みんなの森づくり県民税関係事業」に、「他課」を「かごしま材振興課及び森づくり推進課」に改める。

第 25 条の 3 第 7 号中「森林環境税関係事業」を「みんなの森づくり県民税関係事業」に、「他課」を「森林経営課及び森づくり推進課」に改める。

第 25 条の 4 第 15 号中「森林環境税関係事業」を「みんなの森づくり県民税関係事業」に、「他課」を「森林経営課及びかごしま材振興課」に改める。

第 26 条第 1 項中第 14 号から第 18 号までを削り、第 19 号を第 14 号とし、第 20 号を第 15 号とし、第 21 号及び第 22 号を削り、同条第 2 項を削る。

第 26 条の次に次の 1 条を加える。

(医師・看護人材課)

第 26 条の 2 医師・看護人材課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の施行並びに保健師、助産師及び看護師の業務指導に関すること。
- (2) 看護職員修学資金等貸与条例（昭和 37 年鹿児島県条例第 8 号）の施行に関すること。
- (3) 旧鹿児島県立保健看護学校に係る証明書の交付に関すること。
- (4) 准看護師試験委員に関すること。
- (5) 衛生教育に関すること。
- (6) 医師確保対策に関すること。
- (7) へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和 49 年鹿児島県条例第 47 号）の施行に関すること。

第 28 条の 2 第 5 号中「食の安全推進課」を「農政課」に改める。

第 28 条の 3 中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を削り、第 11 号を第 9 号とし、第 12 号から第 14 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 15 号を第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(13) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の施行に関すること。

(14) 鹿児島県福祉のまちづくり条例（平成 11 年鹿児島県条例第 11 号）の施行に関すること。

(15) 言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（令和 2 年鹿児島県条例第 7 号）の施行に関すること。

第 28 条の 3 に次の 1 項を加える。

- 2 障害者支援室においては、前項第 1 号、第 8 号、第 9 号及び第 16 号に掲げる事務のうち障害者の地域生活の支援に関する事務並びに同項第 13 号から第 15 号までに掲げる事務を分掌する。

第 28 条の 5 第 17 号中「動物の愛護及び管理に関する条例」を「鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例」に改め、同条第 27 号中「食の安全推進課」を「農政課」に改める。

第 29 条第 10 号中「経営金融課」を「中小企業支援課」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 商店街活性化推進室においては、前項第 1 号から第 4 号まで及び第 14 号に掲げる事務のうち商店街の活性化に関する事務を分掌する。

第 30 条（見出しを含む。）並びに第 31 条第 12 号、第 13 号及び第 15 号中「経営金融課」を「中小企業支援課」に改める。

第 33 条各号中「・共生」を「及び活躍」に改める。

第 37 条第 3 号中「工業等」を「産業」に改め、同条第 6 号中「の企画及び総合調整」を削り、

同条第 7 号を次のように改める

(7) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）の施行に関する事。

第 37 条中第 8 号及び第 9 号を削り、第 10 号を第 8 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(9) 多面的機能支払交付金に関する事。

(10) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関する事。

第 37 条第 11 号中「鳥獣被害防止対策」を「野生鳥獣による農作物被害防止対策」に改め、同条第 14 号中「遊休農地」を「荒廃農地」に改め、同条第 16 号中「農地等」を「農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地を農地以外のものにする事の規制及び農地」に改め、同条第 17 号中「（昭和 27 年法律第 229 号）」を削り、同条第 19 号中「開拓財産」の次に「の管理」を加える。

第 39 条の 3 第 20 号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条に次の 4 号を加える。

(2) 第 12 回全国和牛能力共進会実行委員会に関する事。

(23) 第 12 回全国和牛能力共進会に係る関係機関との連絡調整に関する事。

(24) 第 12 回全国和牛能力共進会に係る出品対策に関する事。

(25) 前 3 号に掲げるもののほか、第 12 回全国和牛能力共進会の開催の準備に関する事。

第 39 条の 3 に次の 1 項を加える。

2 全国和牛能力共進会推進室においては、前項第 22 号から第 25 号までに掲げる事務を分掌する。

第 39 条の 4 中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 43 条第 1 項第 13 号中「土地の収用、使用及び立入り」を「土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の施行」に改め、同項中第 23 号を第 24 号とし、第 19 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）の施行に関する事。

第 43 条第 2 項中「第 18 号」を「第 19 号」に改め、同条第 3 項中「同項第 19 号から第 23 号」を「同項第 20 号から第 24 号」に改める。

第 45 条第 1 号中「河川局」を「水管理・国土保全局」に改める。

第 48 条の 3 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「こと」の次に「（災害対策課の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「こと」の次に「（災害対策課の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を削り、同条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（災害対策課）

第 48 条の 3 の 2 災害対策課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 災害対策の総合調整及び基本的事項の実施に関する事。

(2) 防災思想の普及に関する事（危機管理課の所管に属するものを除く。）。

(3) 各種災害の調査に関する事（危機管理課の所管に属するものを除く。）。

(4) 防災行政無線、消防防災無線及び水防無線に関する事。

(5) 災害時等における自衛隊等に対する部隊等の出動又は派遣の要請に係る事務の連絡に関する事（危機管理課の所管に属するものを除く。）。

(6) 防災研修センターに関する事。

第 52 条第 1 項第 4 号中「歴史資料センター黎明館」を「歴史・美術センター黎明館」に改める。

第 57 条第 1 項自動車税課の項各号中「及び自動車取得税」を「の環境性能割及び種別割」に改める。

第 59 条第 1 項農村整備課の項中第 16 号を削り、第 17 号を第 16 号とし、第 18 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 1 項林務水産課の項第 18 号中「森林環境税関係事業」を「みんなの森づくり県民税関係事業」に改め、同条第 4 項水利事業課の項第 2 号中「第 18 号から第 21 号」を「第 17 号から第 20 号」に、「第 23 号」を「第 22 号」に改め、同条第 5 項を削る。

第 3 章第 3 節第 3 款の款名を次のように改める。

第 3 款 歴史・美術センター黎明館

第 68 条, 第 69 条及び第 70 条第 1 項中「歴史資料センター黎明館」を「歴史・美術センター黎明館」に改める。

第 76 条第 3 項中「に規定する特定給食施設の設置者に対する」を「の規定による」に, 「立入検査及び質問, 同法第 27 条第 1 項」を「立入検査等, 同法第 29 条第 2 項の規定による命令, 同法第 31 条の規定による指導及び助言, 同法第 38 条第 1 項並びに健康増進法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 78 号) 附則第 2 条第 5 項及び第 3 条第 3 項の規定による立入検査等, 健康増進法第 61 条第 1 項」に改め, 「特別用途食品の」を削り, 「収去, 」の次に「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 31 年厚生労働省令第 17 号) 附則第 2 条第 6 項から第 8 項までの規定による届出の処理並びに」を加え, 「に規定する栄養報告書の処理並びに」を「の規定による栄養報告書の処理, 」に改め, 「業務に」を「業務並びに第 1 項第 29 号に掲げる業務のうち保健事項表示の適正化に関する事務 (食品表示法第 8 条第 7 項及び食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令 (平成 27 年政令第 68 号) 第 7 条第 1 項の規定による委託 (同条第 3 項の規定による報告を含む。) を除く。) に」に改める。

第 99 条第 1 項の表診療部の部を次のように改める。

診療部	診療課
	療育指導第一課
	療育指導第二課

第 99 条第 2 項診療部の部療育指導課の項を削り, 同部に次のように加える。

療育指導第一課

- (1) 心理に係る評価, 集団療育等に関すること。
- (2) 巡回療育相談の実施に関すること (療育指導第二課の所管に属するものを除く。)

療育指導第二課

- (1) 理学療法, 作業療法, 言語聴覚療法等に係る評価, 個別訓練等に関すること。
- (2) 巡回療育相談の実施に関すること (療育指導第一課の所管に属するものを除く。)

第 102 条第 1 項中「部を置き, 部」を「部及び調整課を置き, 当該部」に改め, 同項の表相談部の部を次のように改める。

相談部	地域支援指導課	
	相談対応第一課	相談第一係 相談第二係
	相談対応第二課	相談第一係 相談第二係
	相談対応第三課	相談第一係 相談第二係
	家庭支援課	
	障害判定課	判定第一係 判定第二係

第 102 条第 2 項管理部の部の次に次のように加える。

調整課

- (1) 児童に関する相談援助活動の企画及び総合調整に関すること。
- (2) ケース等に対する状況把握及び訪問, 指導等の調整に関すること。

第 102 条第 2 項相談部の部地域支援指導課の項中第 1 号を削り, 第 2 号を第 1 号とし, 第 3 号を第 2 号とし, 第 4 号を削り, 第 5 号を第 3 号とし, 同項第 6 号中「援助活動等」を「相談援助活動」に改め, 同号を同項第 4 号とし, 同部相談判定第一課, 相談判定第二課及び相談判定第三課の項中「相談判定第一課, 相談判定第二課及び相談判定第三課」を「相談対応第一課, 相談対応第二課及び相談対応第三課」に改め, 同項第 3 号中「援助活動等」を「相談援助活動」に改め, 同項の次に次のように加える。

家庭支援課

児童虐待を受けた児童及び当該児童の保護者に対する指導及び支援に関すること。

第 102 条第 2 項相談部の部障害判定課の項第 3 号中「援助活動等」を「相談援助活動」に改める。

第 137 条第 1 項の表中 「

茶業部	南九州市
-----	------

 」を

「

--	--

 」

茶業部」に改める。

第139条第1項中「及び分場」を削り、同項の表鹿児島県農業開発総合センター茶業部大隅分場の項を削る。

第177条第2項の表総括秘書官の項中「総括秘書官」を「知事秘書監」に改め、同表人事調整監の項及びPR推進監の項を削り、同表産業支援対策監の項の次に次のように加える。

ベトナム人材受入推進監	外国人材受入活躍支援課	ベトナム人材の受入れ及び活躍に関する事務の総括
-------------	-------------	-------------------------

第177条第2項の表港湾対策監の項の次に次のように加える。

空港対策監	港湾空港課	空港の整備及び維持管理等に関する事務の総括
-------	-------	-----------------------

第177条第3項の表知事秘書官の項の前に次のように加える。

総括秘書官	秘書課	知事秘書に関する事務の総合調整に関する事務
-------	-----	-----------------------

第177条第5項の表地球温暖化対策総括監の項の前に次のように加える。

観光対策監	PR・観光戦略部	部長に直属し、観光に関する特命事項を処理する。
-------	----------	-------------------------

第177条第5項の表子育て・高齢者支援総括監の項の次に次のように加える。

医療審議監	くらし保健福祉部	部長に直属し、地域医療及び公衆衛生に関する特命事項を処理する。
-------	----------	---------------------------------

第178条の見出し中「役付吏員職」を「役付職員の職」に改め、同条第1項の表館長の項中「歴史資料センター黎明館」を「歴史・美術センター黎明館」に改め、同表次長の項中「鹿児島県知的障害者更生相談所」を「鹿児島知的障害者更生相談所」に改め、同表副館長の項、課長の項、室長の項及び課長補佐の項中「歴史資料センター黎明館」を「歴史・美術センター黎明館」に改め、同表分場長の項を削り、同条第2項の表医療技監の項の前に次のように加える。

奄美群島振興開発総括監	大島支庁	奄美群島の振興開発に関する事務
-------------	------	-----------------

第178条第2項の表主任学芸専門員の項及び学芸専門員の項中「歴史資料センター黎明館」を「歴史・美術センター黎明館」に改める。

第179条に次の1項を加える。

- 4 知事が必要と認めるときは、別に定める会計年度任用の職を本庁及び出先機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、担任職務を処理するものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第28条の5第17号の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

- 2 鹿児島県公有財産管理規則（昭和39年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第137条第1項に規定する農業開発総合センター茶業部及び同条第3項」を「第137条第3項」に改める。